デジタル市場競争会議ワーキングループ (第52回)

1. 開催日時:令和5年10月12日(木)9:30~10:50

2. 開催形式:通信システムを用いた遠隔開催

3. 出席者:

依田 高典 京都大学大学院 経済学研究科 教授

生貝 直人 一橋大学大学院 法学研究科 教授

川本 大亮 PwC あらた有限責任監査法人 パートナー

伊永 大輔 東北大学大学院 法学研究科 教授

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

森川 博之 東京大学大学院 工学系研究科 教授

山田 香織 フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所 パートナー弁護士

(オブザーバー)

小林 慎太郎 ㈱野村総合研究所 ICT・コンテンツ産業コンサルティング部 グループマネージャー

仲上 竜太 (一社)日本スマートフォンセキュリティ協会 技術部会長

日高 正博 一般社団法人 DroidKaigi 代表理事 株式会社メルペイ

增田 悦子 (公社)全国消費生活相談員協会 理事長

4. 議事

(1) 「モバイル・エコシステムに関する競争評価の最終報告」に関する意見募集に寄せられた意見について

5. 配布資料

資料1 事務局提出資料 (「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」 (令和5年6月16日公表)に関する意見募集に寄せられた御意見について)

資料2 事務局提出資料 (別添 意見募集に寄せられた御意見の詳細)

○依田座長

それでは、お時間となりましたので、ただいまから、第52回「デジタル市場競争会議 ワーキンググループ」を開催いたします。

本日は、上野山議員、川濵議員、塩野議員が御欠席です。森川議員は10時半頃に途中 入室と伺っております。また、オブザーバーの日高様、仲上様、増田様にも御出席いただ いております。オブザーバーの小林様は10時頃に途中入室と伺っております。

それでは、本日の議事や資料の取扱いについて事務局から御説明をお願いいたします。

○成田審議官

皆様、おはようございます。本日もありがとうございます。成田でございます。

本日は、モバイル・エコシステムに関する競争評価、最終報告につきまして、取りまとめ、公表いただいた後に6月19日から8月18日にかけて2か月間行ってまいりましたパブリックコメントに寄せられました御意見につきまして、御報告をさしあげたいと思っております。その後、今後の進め方や対外的なコミュニケーションの在り方あるいは個別の論点についての対応などについて議員の皆様から御意見、御発言をいただき、御議論いただければと思っております。

本日の資料は公表させていただきたいと考えております。

それから、本日の議事録につきましては、いつものとおり、御発言者の御確認を経た上で公表させていただく予定でございますので、御協力、お願い申し上げます。

私から以上でございます。

○依田座長

ありがとうございます。

それでは、本日の議題に進みます。まず、パブリックコメントの結果について事務局から30分ほどで御説明をいただき、その後、議員の皆様から御意見、御議論をいただきます。御発言については、生貝議員から名簿順に、そして、オブザーバーの皆様からお一人当たり3分程度でお願いできればと思います。

それでは、事務局からの御説明をお願いいたします。

○成田審議官

承知いたしました。今、資料を投影させていただきます。

パブリックコメント、先ほど申し上げましたように2か月間にわたって実施してまいりました。ここにありますように、559件の御意見を頂戴いたしております。御意見をお寄せいただきました皆様方には、この場をお借りして御協力に厚く御礼申し上げたいと思います。

この資料、資料1のほうは主な御意見の概要とそれに対する現段階の事務局としての考え方を取りまとめさせていただいたものでございます。実際に頂戴いたしましたコメントにつきましては、その詳細については別添としてこちらのほうも公表をさせていただければと思っております。今回お寄せいただきました御意見につきましては、必要な法制度の

検討において参考にさせていただければと考えております。

では、資料の内容について御説明させていただければと思います。

少し資料のほうも大部になっておりますので、幾つかポイントを拾いながら御説明できればと思います。まず資料の構成でございますけれども、最初は総論から始まって、後半、各論ごとに頂戴いたしました御意見を、共通する項目に該当するものを一旦整理いたしまして、その上で共通するような同じような御発言の場合が数多くございましたので、そういうものは主要なものを取り上げてという形で整理させていただいております。それが真ん中の「いただいたご意見」ということで、御意見を抜粋したような形でまとめております。一番右側の欄が現段階での事務局としての考え方ということで御回答を記載させていただいている、そういう構成になってございます。

これは全部御説明する時間もございませんので主要なポイントを拾いながら御説明できればと思いますが、まず総論、規制の目的・必要性、そのほか全般についての御意見がございますけれども、例えば一番上の1つ目のポツにありますように、2行目、プライバシーやセキュリティーの専門家の御意見も反映した形でバランスの取れた提言になっているのではないかというような御意見。

それから、3つ目のポツでございますが、現在の事後的な競争体制というのはなかなか 効果がないのではないかといったことが証明されているのではないかといった御意見。

それから、次の4ポツ目でございますけれども、「私たちは」というところですと、真ん中、4行目、5行目ぐらいでしょうかね。イノベーションが進んで消費者の選択肢が増え、消費者の弊害が軽減されるといった意見もいただいております。

それから、次のページに行きまして、真ん中辺りでしょうか。「最終報告が」という書き出しのところで、デベロッパのクロスプラットフォームのアプリを作成する能力や消費者のクロスプラットフォームアプリを楽しむ能力を制限する行為に対する様々な懸念について分析・認識したものになっているのではないかという御指摘なんかもいただいてございます。

次の3ページ目でございますが、上から3つ目「デジタル経済には」といったところで、競争、イノベーション、それから、安全性、セキュリティー等、データに関連するあらゆる利害を考慮した規制アプローチが必要であるということでバランスの取れたアプローチを行っていくため、どれか1つが優先されるべきであるといった想定を行わないことが重要ではないかといったような御指摘をいただいております。

それから、少し先に行きまして、4ページ目の下の真ん中、やや下でしょうか。「近年」といったところの書き出しであるように、OSレイヤーにおいて目立った新規参入が起きてないということをもって競争が欠如していると結論づけることはできないのではないかといった御意見もいただいております。

それから、次のページでございますけれども、一番上のところ「事業者が」という書き 出しのところで、下3、4行でございますが、正当な競争を勝ち抜いた結果、得た地位の みに着目して政府規制を及ぼすというのは、イノベーションを阻害するおそれがあるので はないかという御意見もいただいております。

それから、次のページに飛んでいただきまして、一番上の「モバイル・エコシステムに関する」というところでありますけれども、その新たな規制というのは日本で設ける必要性を示す証拠を提供できてないのではないかといった御意見も頂戴しております。

以上が総論全般についてでございます。

右側のところ、1ページ目に戻ってしまいますけれども、回答として、最終報告の中で総論を説明している部分の考え方のところで、モバイル・エコシステムについて、強固な地位を有してその地位をレバレッジとして影響力を行使できるといった状況であること、それに伴っていろいろな懸念、弊害が出ているといったようなこと。したがって、多様な視点によるイノベーションや消費者の選択機会が確保されること、その際、セキュリティ、プライバシーをしっかり確保していくことを目指すという最終報告の内容を御説明させていただきながら、いただいた御意見を参考とさせていただきたいという形の回答をさせていただいております。

このような形でございますけれども、6ページ目以降に戻りたいと思います。

6ページ目でございますが、2つめの塊でアプローチ、いわゆる法律、制度をつくるとした場合の考え方について、アプローチについてでございます。特に独禁法なり透明化法との関係というところについての御意見も頂戴いたしております。

例えば2つ目のポツでございますと、2行目辺りから独禁法あるいは透明化法には一定の限界があるといったようなコメントを頂戴する一方で、一番下のポツ、透明化法も含めた既存の規制の枠組みの中で対応することを最優先すべきでないかといったような御指摘も頂戴しております。

次のページでございますが、一番下の「結論が得られるまでのスピードを懸念される場合」というところのコメントでありますけれども、業界とより一層協働することに注力することで実現できる可能性があるのではないかということで、関係者からの情報の要求を受けて技術専門家間で議論されるような新しいタイプの手続とメカニズムのようなものも考えられるのではないかという、そういった御提案もいただいております。

それから、規制対象事業者についてでございますが、ここは例えば1つ目でございますと、3行目辺りから、「一定規模」要件の具体化に当たっては、モバイル・エコシステムの形成、強化、固定化に比肩するほどの大きな競争政策上の弊害が真に生じていると認められる範囲にその対象を限定することが合理的ではないかというような意見を頂戴しております。

それから、8ページ目のほうに進んでいただきまして、下から3つ目のポツ辺りでしょうか。「規制はまた」といった書き出しのところで一番最後の末尾のところでございますけれども、業界の変化や新たな事業者の出現に合わせて、定期的に見直される必要があるのではないかといった御指摘もいただいております。

それから、次の9ページ目、規制対象行為でございます。幾つか論点ごとに区分けをしてまとめさせていただいておりますけれども、正当化事由に関係しての御指摘としては、例えば3つ目、2行目辺りから、正当化事由についてセキュリティーとプライバシーにとどまらず、イノベーション、使い勝手の向上、効率性といった利益を消費者にもたらす場合等々について認めるべきではないかといったような御意見。

それから、その2つ下でございますが「法律によって」というところでございますけれども、プライバシーというのは競争の重要な側面であって、少し飛ばして、市場参加者は、可能な限り、法律上要求される保護を上回る、強固なレベルのプライバシー保護の達成に努めるべきではないかといったような御指摘も頂戴しております。

それから、次のページ、セーフガードの必要性についての御意見。

それから、その下の迂回行為についてであります。1つ目にありますように迂回手段を 遮断することが非常に重要になるという御指摘。一方で、一番下のポツでございますけれ ども、政府による過剰規制の問題を拡大することになるのではないかという御意見も頂戴 しております。

それから、少し飛ばせていただいて11ページ目、実効性確保措置について、こちらもしっかりと実効性確保措置を手当てすべきという御意見をいただいている一方で、12ページ目でございます。例えば「本報告書は」という下から3つ目のポツの一番最初のところにありますように、ここまで精緻な実効性確保措置を進めるのは過剰ではないかといったようなこと。それから、このページの2つ下、「もし」のところから始まるところで2行目、報告やモニタリングに服する義務が合理的かつ相応なものとなるように強く求めますといった御意見も頂戴しています。

それから、次のページが違反行為に対して私人が行える措置ということで、これについて例えば1つ目のポツでございますと真ん中辺りでしょうか。「また」といった辺りで、違反行為が特定されていることから、濫訴のおそれがないということで、これは必要ではないかという御意見。

それに対して、例えばこのページの一番下の御意見で、大量の訴訟を引き起こしてしま うのではないかという御意見も頂戴いたしております。

以上が総論でございます。

それから、次の14ページ目、0S、ブラウザのアップデート等についての問題でございますけれども、例えば3つ目でございますが、公正性と透明性の向上、消費者への弊害防止をしながら過度な負担にならないような提案が慎重にバランスを取れているのではないかという御意見を頂戴する一方で、15ページ目の1つ目、2つ目のところで、0Sのアップデートはセキュリティー対策や不具合の修正を行う側面もあるということで、合理的日数の確保ということを求めると、日本市場だけアップデートが遅れるのではないかという懸念の声であったりですとか、その次のセキュリティーに問題がある等、緊急の場合には例外となることを明記してほしいといった御意見がございます。

この点につきましては、少し報告書のほうでこれを踏まえた記載を既にさせていただいているということで、ページを戻りますけれども、回答のほうでは、合理的な日数について全てのデベロッパなどによる対応の完了を求めるものではありませんということで、日本だけ遅れるということがないような配慮をしている、あるいはセキュリティー対策についての開示について義務を免除するというような配慮もさせていただいている旨を改めてここで記載させていただくようにしております。

それから、少し飛ばしまして、17ページ目でございます。こちらのほうは検索における主要なパラメーターの変更等についてということで、賛同される意見をいただいている一方で、17ページ目、下から2つ目でありますけれども、既に十分に情報を一般公開しているといったような御意見などもいただいている、あるいは過度な負担になるのではないかという御意見もいただいております。こちらのほうも最終報告のほうでサービスの品質や特性を考慮に入れながら設計を考えている旨を改めて記載しております。

18ページ目以降が決済・課金システムについての問題でございます。まず決済・課金システムの義務づけそのものの問題でございますけれども、例えばこのページの一番下でございます。真ん中辺りから、今の決済・課金システムを義務づけているという状況が消費者の選択機会を制限する、あるいは他の決済手段について知らない消費者も数多く存在するような実態があって消費者の不利益につながっているのではないかという御意見をいただいていたり、その次のページでございますけれども、上から2つ目のところのポツでありますように、カスタマイズが行き届いた決済手段や先駆的なサブスクリプションモデルの開発などの能力に制限がかかってしまっているということで、消費者の弊害がもたらされているといったような御指摘がきております。

それから、そのページの下から2つ目でしょうか。他国の例、動きを見てということだと思いますけれども、「代替的なアプリ内」というところでありますが、26~27%の手数料支払いを要求するということで、実質的にほかの手段を使うことができなくなっているということで、こういったことに対する対策もしっかり取る必要があるといった御指摘もいただいております。

それから、次の20ページ目でございますけれども、上から2つ目のポツのところにあります。選択ができるようになるということで、一番下のところでありますけれども、消費者にとって安全が大事だということで、そのレベルが維持されるように安全性の評価をどのようにするのか具体的に示していただくことが必要だという御指摘。

それから、下から2つ目、「決済・課金について」という書き出しのところで、1つの アプリに2つの異なる決済システムを組み合わせることは消費者の混乱を招くことにつな がるのではないかということで、消費者にとって分かりやすい安全な決済システムとする ことを求めるといった御意見も頂戴しております。

それから、次の21ページ目でございます。公正、合理的かつ非差別的な条件について の論点でございますけれども、例えば21ページ目、一番下のところのポツですと、この 公正、合理的かつ非差別的な条件ということによって迂回防止策として機能するということで、それを盛り込む必要があるのではないかという御意見であったりとか、次のページの一番上でございますが、法外な価格設定に対抗するための重要な手段になるのではないかという御意見をいただいております。

一方、22ページ目の一番下でございますけれども、3、4行目ぐらいから、アプリ内でIAP、Appleの決済手段とサードパーティーの決済処理を提供するよう要求すれば、消費者の混乱が広まってしまうのではないかといったような御指摘もいただいております。

それから、次のページ、少し飛びまして24ページ目以降がアプリ内での情報提供の問題でございます。例えば一番上のところで、こういったルールによって顧客と自由にコミュニケーションできてシームレスな取引体験も実現できる。ユーザーにとって利用可能な低価格を見つけて利用できるようになるといったようなことの御指摘。

それから、次のポツでございますけれども、現状においてアウトリンクが認められているケースでもかなり限定的に制限されているということで、ユーザーのシームレスな体験や選択の自由を損なう形になっているのではないかといったような御指摘がございます。

一方で、24ページ目の下から2つ目の「リンクアウトを認めることによって」というところでございますけれども、2行目、手数料の支払いを実質的に回避することを可能にする可能性があるのではないかというコメント、御意見。

それから、次の25ページ目、下から2つ目でございますけれども、一番下のところですが、支払い、フリーライドをしないようにする手段を持たなければならないといったような御指摘もいただいてございます。

それから、26ページ目以降が信頼あるアプリストア間の競争環境整備についての論点 でございます。こちらのほうは意見が多数になっておりますので少し論点ごとに塊をつく ってまとめさせていただいております。

例えば2つ目のポツの一番下のほうですけれども、下3行ぐらいで、現状の手数料ということだと思いますが、価格は独占による過剰利益になっているのではないかというようなこと。

それから、次のポツでございますけれども、本件の代替アプリストアの利用を許可しながらデータセキュリティーとプライバシーの維持にも注意を払っているという点が歓迎されることではないかと、英国との協力というのが賢明ではないかといった御指摘。

それから、下から2つ目ですが、「上記の自社決済」というところで、手数料が納得感のある水準・内容となって消費者利益を確保すること、そして、スタートアップの振興にもつながるのではないかという御指摘。

それから、次の27ページでありますが、上から3つ目、「私はVR」というところで、 これはデベロッパの方でしょうか。アプリストアは審査が形骸化してアプリの品質は担保 されていないように感じている、あるいは手数料も不当に高額であるとかという御指摘。

それから、次のポツは審査の問題ですね。合理的な理由の説明もなくアプリの更新を拒

否されることがあるといったこと、あるいは審査の多様化の問題が次のポツにあります。 それから、次でありますけれども、経済安全保障の文脈も含めて関係各所とも連携しな がら対応してほしいといった御意見。

それから、その次のポツでございますけれども、OS事業者が措置を取るということになるとコストがかかってくるのではないかと、そのコストの負担というのを考えると消費者の費用負担が軽減するといったものにつながるのかが不明ではないかといった御指摘もいただいております。

それから、次の28ページ目でございます。上から3つ目、一番下の行辺りでございますけれども、サードパーティーのアプリを配布するサービス事業者に対して、APIとかほかの機能やツールにアクセスできることが非常に重要だといった御指摘。

あるいは次のポツで、新たに手数料が課されるということは許されるべきではないという御指摘もいただいております。

次の29ページでございますけれども、一番上でございますが、現在の脅威モデルを変 更すると高度な攻撃が可能になってしまうのではないかという御指摘。

それから、29ページの下から2つ目です。iPhone独自の安全性やAndroidの自由度など、それぞれ既にすみ分けができているので、消費者としてのメリットはないのではないかという御指摘。

一番下のところですけれども、具体的にはむしろ手数料割合の上限を定めるといったやり方のほうがいいのではないかというような御指摘。

それから、次のポツでございますけれども、既にアプリストアが解放されているAndroidでは、ユーザーの97.4%がGoogle Playからダウンロードしていることを考えると、メリットなどが存在しないのではないかと、要は競争が起こらずといった御指摘。

それから、次のページの最初のポツでございますけれども、2行目辺り、マイナンバー 情報のスマホ管理可能化への大きな障害ともなるのではないかといったような御指摘。

それから、このページ、下から2つ目でありますけれども、競合して参入する人がいるのだろうかと、勝算のないビジネスなのではないかといったようなこと。

それから、次のページでしょうか。Apple一社が厳重なアプリの審査をしていることによってセキュリティーが築き上げられているということなのではないか。ユーザーが安心できる状況でなくなってしまうのではないかという御指摘もいただいております。

この点につきましては多数御意見を頂戴しておりますが、回答のほうで改めて最終報告での考え方などを説明させていただいております。26ページ目、この辺りで一番右側でございますけれども、12、13行目辺り、その際、セキュリティー、プライバシーの確保が図られることは極めて重要だという認識の下で、セキュリティー、プライバシーの確保が図られている代替流通経路、具体的にはセキュリティー、プライバシーの確保が図られている代替的なストアを利用できるようにしようという提案をさせていただいているということ。あるいは消費者にきちっと情報提供することの必要性。

それから、次の27ページ目でございますけれども、消費者アンケートなども踏まえながら、ユーザーの方々にとってメリットが共有され、セキュリティー、プライバシーが確保される形での設計をすることによって、ユーザー、デベロッパともに利用できるようになるのではないかと、そういったことを考えながらの制度設計をしているといったような点。

それから、次の28ページ目でございます。ここは少し事実関係についてきちっと正確 にお伝えしたほうがいいだろうということで、これはデジタル庁とも御協力をさせていた だいて記述させていただいている部分でございますけれども、デジタル庁のホームページ にも既に掲載されていることでございますが、マイナンバーカードの件でございますが、 マイナンバーカードと同等の機能を持ったスマートフォン用の電子証明書の搭載機能につ いては、以下のとおりとされているということで3点書いてございますが、このスマホ用 電子証明書というのはSecure Elementという安全な場所に格納しているということ。そ れから、2つ目として、そのSecure Elementに格納しているスマホ用電子証明書にはマ イナポータルアプリからしかアクセスできないようになっている。ほかのアプリからアク セスできるようにはなっていないということ。それから、次、3点目ですけれども、不正 に情報を盗取しようとする手法に対して、自動的に記録情報を消去する機能など対抗措置 を施している。そういう説明がホームページ上でなされているわけですが、現在、 iPhoneのほうにはまだ搭載されておりませんが、iPhoneに搭載される場合においても同 様の対応が行われることが想定されているということで、今回のアプリストアの議論とス マートフォン用の電子証明書の搭載機能の安全性については特段の関連性はないというよ うな説明を回答のほうでさせていただいているところでございます。

31ページ目でございます。少しスピードを上げさせていただければと思いますが、類型④と書いてあるところは、書いてしまうと長くなってしまうので類型④と簡潔に書いてございますけれども、御意見の中で、例えばこのページの下から2つ目のところの3行目辺り、審査なしのアプリが入ってくるのであればといった御指摘、あるいは次のページにまたがって、無審査アプリのインストールを可能になればという、そういった御心配の声などもいただいております。こちらのほうは改めて右側の回答のほうで、いわゆるアプリストアも経由せずにブラウザを経由してアプリ自体をダウンロードする方法というのを認めることを義務づけるものではないということを改めて御説明させていただいておりましたが、審査なしのアプリ、無審査アプリということはないような形になっていると改めてここで御説明をさせていただいているところでございます。

それから、次の32ページ目でございますけれども、代替アプリストアの容認に当たってのセキュリティー、プライバシーの確保について、こちらも多数御意見をいただいております。

一番上のところ、例えばセキュリティーの専門家はアプリストア全体のコントロールが 必要であるという主張を否定しており、一番下のところですけれども、セキュリティーを 提供しているのは暗号化とかファイアウォール、ソフトウェア、ハードウェアであるとい う事実があるのではないかといったようなこと。

次のポツですけれども、競争を排除することによって、むしろアプリストアのレビュー、キュレーションに関してプライバシー、セキュリティー、安全性に本格的に投資するインセンティブを壊してしまっているのではないかといったようなこと。むしろ競争によってそういった投資へのインセンティブを高めるのではないかという御指摘。

それから、次のポツでございますけれども、セキュリティー、プライバシーの確保とい うのは一部の事業者しかできないという前提には立たずに、基準の明確化等を図ることに よって担保していくことが必要ではないか。

それから、次のポツでございますけれども、iOSの場合、AppStoreのレビューシステムに依存しているためにOSのセキュリティー保護モデルがAndroidと比べて脆弱であるように見受けられるのではないかといったような御指摘。

それから、次のポツでございますけれども、サードパーティーのストアでF-Droidといった一切マルウェアや不正な情報流出を行うアプリを公開したことがないものとして知られているような、そういうサードパーティーのストアもあるといった御指摘もいただいております。

それから、次の33ページ、真ん中辺りでしょうか。「近年では」というところ、審査を必須とするアプリストアにおいても、審査をすり抜けて不正コンテンツが流通するという課題もあるので、むしろ事後対策としてのセキュリティー対策が重要になっているのではないかと。そういった観点でAndroidのほうではGoogle Play Protectと称する対策機能が具備されているのに対して、iOSにおいてもそういった事後対策も提供できるように要望していくことがユーザーにとってもアプリ事業者にとってもよいのではないかといったような御指摘もございました。

それから、次のポツでございますけれども、スマートフォンのアプリの安全性について、 一民間企業だけが制御して運用基準が公開・検証されないままになっている現在の状態と いうのは、安全性という観点からも脆弱性を生み出すということになるのではないかとい ったような御指摘もいただいております。

次のページでございますけれども、一番上のところで、アプリストア自体のガバナンス について第三者による審査などを求めることは必須ではないかというような御指摘。

それから、次のポツでございますけれども、Appleが提供する「ガイダンス」に基づいて第三者が便益を再現できるものではないのではないかといったような御指摘。

それから、次のポツでございますけれども、真ん中辺りでしょうか。セキュリティーチェック体制というのは恐らくAppleと同等にはどうやってもなれないのではないかと。したがって、第二の選択肢であることを明示するというようなことが必要ではないかというような御指摘。

次のポツも同じような御指摘でございますけれども、ハードウェア、ソフトウェア、

OSについて深く分かっている製造者による審査以上の安全性の担保はあり得ないのでは ないかといった御指摘。

それから、下から2つ目の「Apple社による」というところのポツで3行目ぐらいでしょうか。外部ストアではそうしたセキュリティーチェックをしっかりするといった動機づけや資金力が弱く、懸念が残るのではないかというような御指摘。

次のポツのところで、低い手数料や、審査や更新による手間の低減をうたうことになってしまうのではないかといったような御指摘もいただいてございます。

この点につきましても多数御意見をいただいておりますところ、回答のほうでは、最終報告のほうでも触れていただいております、セキュリティー、プライバシーを確保する上で、例えば第三者のストアが動的解析等、技術的な対応であったりとか、信頼できるデベロッパに限定するといったポリシー、様々な組合せによっていろいろ対応策が取れるのではないかと。OS事業者が措置を講ずることができることとして、ストアに対する審査だったりとか、OSにおける対策等々を組合せをして対応するということが考えられるのではないか。それから、審査のストアの指針のようなものの必要性等々について改めてここで御説明させていただいて確認しております。

それから、次の35ページ目でございます。時間を超過してしまって申し訳ございません。アプリの脆弱性についてでございますけれども、ここは2つ目のポツ、デベロッパに脆弱性対応を行うということは期待できないのではないかと。むしろデベロッパが原則としてその脆弱性について責任を負うことになると萎縮効果を及ぼすのではないかというような御懸念。ここも最終報告のほうでまとめていただいた認識と少し食い違っているところがあるかなということでありますので、右側のところで、あくまでもアプリの脆弱性自体というのはストアの責任ではなくアプリ・デベロッパにあるというのが原則ではないかというのを改めて御説明させていただいております。

36ページ目に飛んでプライバシーの関係でございます。1つ目のポツでありますように、プライバシー、セキュリティーといったものの懸念を競争にさらされることから身を守るための盾として利用しないようにすることが重要ではないかという御指摘がある一方で、プライバシー規制への法的遵守というのは最小限必要なもので、決してそれでは十分ではないのではないかというような御指摘。

次のページでありますけれども、同様の御指摘をいただきながら、例えば上から3つ目のポツでございますが、御提案として、そういったプライバシーに関する自主的措置が相当数のユーザーの期待に合致しているのか、海外に立法例があるのか、プライバシー保護の効果と参加事業者の負担のバランスを失していないか等を総合的に判断するというようなことでどうだろうかという御指摘をいただいてございます。

それから、青少年保護についても御意見を頂戴しております。2つ目のポツでしょうか。 フィルタリングに対しても未成年に対して完全に適用することが難しいというような状況 であるので、一番下の行でございますけれども、「保護者同意」を義務化するような付帯 条項をつけることを求めますといったような御指摘。

次のページの上から2つ目のポツで2行目、青少年保護という観点からすると、実質的 に使いやすいかどうかという観点も重要ではないかというような御指摘。

それから、次のポツ、情報提供について青少年保護の観点からの利用年齢に関する基準等々についても検討が必要であるというようなことをいただいてございます。こちらについても、回答において、青少年保護についていろいろそういう保護の機能がAndroidのほうでもあるということで、実質、他のストアからのインストールをオフにするような設定が自動的になっているといったようなことの御説明、そういったことが参考になるのではないか等々の説明、あるいは制度的に青少年保護についての対応策ができる、そういった措置も認めるようなことの提案をさせていただいているといったようなこと等々について御説明させていただいているところでございます。

39ページ目以降がWebKitに関する話でございます。こちらのほうは基本的に方向性に 賛同する御意見が多く並べられております。ウェブアプリの重要性などについても御指摘 をいただいております。

それから、次の41ページ目以降がプリインストール、デフォルト設定についての問題でございますが、こちらのほうは例えば上から4ポツ目の「ブラウザ及び検索エンジンに関して」と書いてあるところで、デフォルトの変更というのは既に容易であるといったような御指摘。

次のページの箱の一番下、これもAppleから変更を容易にするようにしていますといったようなコメントをいただいております。

選択画面についてでありますけれども、43ページ目の上から2つ目のポツで、選択画面のアーキテクチャーの設計が重要だといったような御指摘等々をいただいております。

それから、44ページ目、下から2つ目で選択画面の表示はユーザーエクスペリエンスが低下する可能性があるのではないかというような御指摘もいただいております。

それから、少し飛ばしまして46ページ目、アンインストールについて、上から3つ目のポツで、アプリを削除し、または無効化・非表示という形にするほうがいいのではないかという御提案をいただいております。

検索サービスの自社優遇についてでございますが、47ページ目、2つ目のポツ、Googleにおいて自社の旅行業向け検索製品を自己優遇しているのではないかと。ランキングと表示の両方で行われているのではないか。

次のポツで、オーガニック検索を自社製品よりも下位に追いやってしまっているということで弊害が生じているということ。それによって、消費者にとっては二重に有害な状況になっている。競争激化のメリットを逃しているだけでなくて、自分のクエリに最も関連性の高い製品やサービスを逃しているといったような懸念の声、御意見が来ております。

48ページ目でありますけれども、一番下の2つのポツでありますように、「優遇」「自社優遇」を全面的に禁止するような規制はイノベーションを制限し、消費者に害を及

ぼすのではないかという御意見。

次のポツですけれども、Googleは自社優遇を行っていませんというような御意見もい ただいております。

データについて、取得データの利活用についてであります。これらについては49ページ目の例えば下から2つ目、そういう自社内での利用を禁止するポリシーを持っているというような御指摘をいただいております。

それから、50ページ、取得データの内容やデータの取得方法、透明性の問題でございます。ここは少し誤解のある御意見などもいただいて、例えば上から4つ目、プラットフォームに対するということでデータ共有を義務づけるというようなことはよくないのではないかという御指摘がありましたので、ここはそこまでは今回は求めた提案になっておりませんので、右側のほうでその旨を記載させていただいております。

それから、データポータビリティーについても幾つか御意見を頂戴しております。説明 は割愛させていただきます。

5-4の52ページ、ソーシャル・ログインについてであります。 賛成の御意見もいただく一方で、53ページ目、一番上のデベロッパはというところで、そもそもデベロッパというのはそういうプライバシーを保護するソーシャル・ログインを選択する動機を有していないのではないかといったようなことで、一番下のところでありますけれども、ソーシャル・ログイン・ベンダーがどのようなユーザー情報をデベロッパと共有するか明らかにした上で検討すべきではないかというような御指摘もいただいております。

それから、ちょっと飛ばせていただいて54ページ、アクセスのところでございます。一番上のポツ、6-2の一番上のポツなどで、APIが一部、利用が許可されていないためにメッセージングアプリは競争状態になく、ユーザー体験が低くなっているというような具体的な事例の御指摘もいただいております。

55ページでございますが、真ん中辺り、「OS等の機能」の定義が明らかでないので、 その定義を明確化していく必要があるのではないかというようなこと。

56ページでございますけれども、これはワーキンググループのほうでも御議論いただいておりましたが、下から3つ目のポツ、TRIPS協定との関係で、許諾の経済的価値を考慮して、特許権者は個々の場合における状況に応じて適当な報酬を受けるという規定となっていることとの関係で、無償での許諾義務というのは可能かどうかということを検討する必要があるのではないかという御意見を頂戴しております。

そのほか、アクセスに関しての個別の論点についての御説明は割愛させていただきます。 すみません、説明が長くなってしまいまして、私のほうからは以上でございます。

いずれにしましても、今回、大変貴重な御意見を多数頂戴しております。これをしっかり参考とさせていただきながら今後の検討にまた努めていきたいと考えてございます。あわせて、一部誤解があるところですとか御懸念のあるところについては引き続きしっかりと説明を尽くす努力もしてまいりたいというように考えてございます。

私から説明は以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、議員の皆様から御意見をいただきます。お一人当たり3分程度で御発言いただき、3人ずつ程度に区切って、必要に応じて事務局から御回答をお願いいたします。それでは、まず生貝議員からお願いいたします。

生貝先生、お願いいたします。

○生貝議員

大変貴重なたくさんの意見とその御整理、ありがとうございました。

今回、やはり非常にたくさんの個人の方も含めて御意見をいただいているところ、まさにそれに対するレスポンス、それから、その背景となる情報提供、説明というものをしっかりと行っていくことが重要なのかなと思います。

個別の論点については、特にプライバシーの保護と法令の水準の関わりといったようなところ、あるいは青少年保護という論点も今回御指摘いただいているところでございますけれども、このことについては、これはやはり最適な水準というものを考えるために、この制度枠組みの中でも継続的にまさにその水準の在り方というものを、必ずしも透明化法のアプローチを適用する部分でなくてもしっかりとしたモニタリングレビューをしていくことができる仕組みづくりというものを構築していくことが望ましいのだろうと思います。ぜひこういった御意見を法制度全体の枠組みの中でしっかりと取り入れて運用に反映していくような形にしていただけることがよいというように思います。

ひとまず以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、川本議員、お願いいたします。

○川本議員

よろしくお願いいたします。パブリックコメント、取りまとめいただき、ありがとうございました。

総論、各論において最終報告で示した方向性について様々な点で貴重なコメントが挙がっておりますけれども、おおむね賛同いただけているようにも思います。その中でも特にアプリ代替流通経路の確保については多くの意見をいただいていて、こちらも賛同コメントも多くいただいています。一方で、特にセキュリティー、プライバシーへの影響を懸念するコメントというのも散見されています。そのコメントを見ると、多くはこのワーキンググループでも議論してきた内容でもあって、最終報告の中でも丁寧に整理したと思った内容でもあるのですけれども、セキュリティーについてはそもそも漠然とした不安を抱きやすい領域でもあるので、改めて分かりやすく継続的に情報提供していく必要があると思いました。

例えば個別には代替アプリストアの容認に当たってのセキュリティー、プライバシーの確保というところで、ここに関しても今回も丁寧に整理、回答していますけれども、ここで挙がっているコメントを見ると、懸念は大きく2つあります。一つ目は信頼の置けないストアがはびこることへの懸念、2つ目は代替ストアが有効なアプリ審査を行えないのではないのかということについての懸念です。後者のほうの代替ストアによるアプリ審査の品質担保という点については今回もきちんと回答できているのですが、前者について、そもそも信頼の置けないストアがはびこるのではないかというところは最終報告の中でも類型①、②、③、いずれにおいても代替アプリストアの運営事業者としての適格性が担保されていることが重要と考えられていて、代替ストア自体の審査スキームについても検討が必要であるということは書かれていました。この辺り、これまで整理してきた内容をくどくなるかもしれないのですが、継続的に丁寧に情報発信していくことでセキュリティーへの懸念を払拭していけるのではないかと思いました。

私から以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、伊永議員、お願いいたします。

○伊永議員

ありがとうございます。たくさんの御意見をいただいたようで、それだけ注目されている規制案だということを改めて感じました。

私から3、4点ぐらいあるのですけれども、1点目は大枠の話で、日本では規制案の立法事実がないという指摘もあったようですが、これはEUのDMAと比較して、DMAがEU競争法の執行事例から問題行為を絞り込んでいるという、そういった事実を前提に、それとの比較で日本がという話をされているのだと思います。しかし、そもそもアメリカと同じで独禁法、競争法の執行が難しいということが議論の出発点だったと思います。そして、モバイルOSに規制対象を絞り込んで、そこから丁寧な事実検証と議論を重ねて規制案にたどり着いています。その際にはDMAも参考にしながらということだったと思いますので、ここでは御指摘は当たらないということかと思っています。このまま最終報告を堅持すればいいのではないかと全体の方向性としては思います。

それから、個別の論点なのですが、民事差止めに関して濫訴のおそれがあるのではないかという御指摘もあったかと思います。これはよく言われることではあるのですけれども、濫訴のおそれがあるのだから民事差止めの規定に枠をはめ、私訴のハードルを上げたほうがいいのではないかという議論につながるおそれがあるなと思ったので申し上げますが、例えば透明化法なんかも民事差止めはできないのですけれども、民事賠償は民法709条に基づく損害賠償請求訴訟を起こせると思いますが、今のところ、そういったものは聞きませんし、日本において濫訴が起きるほどの問題とはならないと思っています。

むしろ行政当局とは違って様々な証拠集めが難しいのが、私訴の活用が進まない要因と

してあるように思います。民間企業対民間企業の場合、様々な証拠を集める手段が乏しいので、むしろ民事差止めを有効に機能させるための補助的な仕掛けも必要なのではないかと思っています。例えば独禁法の80条に民事差止め訴訟に限定した文書提出命令ができる、裁判所を通じて文書提出命令を出してもらうという規定があるのですけれども、こういった規定を参考に、民事訴訟を支援する、実のある民事訴訟になるようにする、そういった仕掛けも要るのではないかと思います。もちろん、fishing expeditionの問題、すなわち証拠漁りの問題がありますので、こういったことも防ぎながらインカメラで重要な営業秘密については守っていくということが前提ですけれども、文書提出命令といった補助的、補完的な規定もあってもいいかなと思っています。

それから、アプリの代替的流通経路についてセキュリティー水準を確保するというのは 我が国の方策として重要なポイントだと思いますが、その確保する方法については、なお 課題が残っていると認識しています。Apple、Googleによる関与が避けられないという点 でなお方法としては課題となっているように思いますが、このセキュリティー水準を確保 するという点については非常によかったかなと私は思っておりまして、例えばセキュリティーを理由とした警告を表示させなくする、あるいはセキュリティーが警告表示の合理的 理由として認められなくなるということになりますので、こういった警告表示によってユーザーを萎縮させて選ばせなくする、現状維持に持っていかされるということを封じることにつながります。こういう警告表示に結構日本人、弱い気がしますし、いろいろな独禁 法事件でもこういった行為が問題となっていますので、そういった表示によって事実上、 選択肢として外すということをできなくするという点でも意味があったと思っています。 どの選択肢を選んでもセキュリティーは一定程度水準を満たしているということは非常に 重要なポイントだったかなと思いました。

最後に、データの共有強制と同視されるというような御意見があったのを見て、透明化 法の審議のときと同じ誤解がまたここでも生じているなと思いました。データ共有強制で はないということは、明確に否定すべきだと思っています。こういった誤解を持つ方は多 いのですけれども、データのどういった内容なのかという約束事を開示するのと、そのデ ータの共有を強制されるというのは全然違っていますので、データ共有強制ではないとい うことは明確にしてもいいと思います。

以上になります。

○依田座長

ありがとうございました。

ここまでで事務局のほうから御回答等ございますか。

○成田審議官

ありがとうございます。

皆様から御指摘ありますようにしっかりと説明を続けていくということが重要だという ことを、皆さんの御指摘も踏まえて改めて感じているところでございます。しっかりやっ ていきたいと思います。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

では、続きまして、増島議員、お願いいたします。

○増島議員

増島でございます。

ごめんなさい、ちょっと入るのが遅くなってしまって申し訳ありませんでした。資料のほうは一応拝見をさせていただいておりまして、各議員の先生からのコメントと重複するかもしれませんが、やはり難しい論点ということもあって、誤解に基づくリアクションというのは結構あるというような部分と、あとここにこういうような反応をされるのはやむを得ないよねというように思われるポイントと両方があるという、こういうことだと思います。いずれにせよ、このプロセス自身は我々の報告書の内容をよりよく御理解をいただくというところに向けられたプロセスだというように承知をしていますので、丁寧な説明をするというこの方針に尽きるのだろうと思っております。全体的には丁寧な御説明をするべきところについてはしていただいているということかなと思っておりますので、この内容については特に強い意見があるものではございません。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、山田議員、お願いいたします。

○山田議員

ありがとうございます。

まず全体の話ということで、今、欧州のDMAも何かセキュリティーの話が結構入ってきて違うアングルの議論が始まっていたり、もちろん、個別の会社との会話がもう既に9月の頭から始まっているわけなのですけれども、アメリカも選挙が近くなってきて若干何かトーンが選挙の合間の時期とはちょっと変わってきているという動きがあるので、それとずれないようにやるのが大事なのかなと。

国際的な流れから完全に外れていたということにならないように、今のパッケージだと 全然外れてないと思うのですが、それを引き続き多分見ていかないといけないのかなと。

2つ目は、セキュリティーのことについてコメントが多数出ていたので面白いなと思って伺っていて、確かに最終報告に結構入ったので、漠然とセキュリティーと言って、いろいろなことが含まれるわけで、個人の安全みたいなデバイスがバグで荒らされないみたいなことから、本当に安全保障に関わるようなことまで広いスペクトラムがあるわけなのですけれども、さらにセキュリティーを本当に確保できるのかという技術的な深い知識に基づく判断も重要な訳です。アメリカはもちろんのこと、あと最近欧州も、セキュリティー

の審査、検討を第三機関とやるなんていうのを始めましたが、どのような専門知識が必要なのかという観点自体も幅が広くて、純粋に技術の話、例えば本当にプログラミングのどこにバグがあると、どういうバグがあってどういうように直せるのかとか、コンピューターサイエンスのプロの世界の知識も必要であるし、スペクトラムの別の一端としては、アメリカのNSCみたいな、いわゆるもうインテリジェンスの世界、誰がどうやってこうやってバグを入れて、この情報を抜いていくのかみたい知識も含まれてくる。要は非常に広い範囲の知見がないと本当の意味でセキュリティーというものを言っているだけで守っていますというのではあまり意味がないような世界なわけですね。

逆に、そこをやるのであれば政府として誰を組み込むのかというところも含めて体制を整備しないと、今、申し上げたプログラミングのここでバグがあってこうなるというサイエンティフィックなところの知識の人だけでやると、恐らくもっと全体像、どう使われて、どう被害が出て、一般人では知り得ないような政府内だけでとどまっているような知識も含まれてくるはずなので、そこをまさに政府内である程度体制を確保しないと駄目なのかなと。

最後に1点、先ほど私訴、プライベートアクションの話が出ていて、これは今、私が存じ上げている中で申し上げると、日本は結構嵐の前の一瞬の静けさみたいな状況だという人もいます。オリンピック談合があって、私訴というか損害賠償みたいな発想が独禁法にも使われるという流れが、急にいろいろな要人の御発言とかもあって、広がりつつあります。損害賠償訴訟で稼いでいる法律事務所というのがあるわけで、もともとアメリカの事務所なわけなのですけれども、そこがやはりフォローしているのですね。10年ほど前にそれが欧州で起こったときに同じ状況で、ばっと一気にそういう事務所が欧州に入ってきた。

今、まさに日本もそういう事務所が入ってくる直前というようなことを言う人もいるくらいで、なので、先ほど独禁法の80条のディスカバリーのお話がありましたけれども、本気で米国のようなディスカバリーをやるのであれば、今ほとんどないに等しいprivilegeの話を、経団連等でさんざん議論があって、公取がごく一部導入された話ですけれども、もっと入れないと、サイバーとの関係のprivilegeももっと体制を整えないと、とてもシステムとしてもたないということがあるので、ここもそうすると法務省とかも交えてやらないと体制が日本はまだできてないということも申し上げたいと思いました。

○依田座長

以上です。

ありがとうございました。

続きまして、日高様、お願いいたします。

○日高オブザーバー

私のほうからは、皆さん、もう多くのことをおっしゃられているので省かせていただい て、技術的な部分で気になった御指摘や御意見について少しだけ触れたいなと思っており ます。

頂いた御意見の中には読み違えであったりとか、モバイルOS自身の定義であったりとか表現・用語のほうで我々の意図していない誤解に基づくものというのが見受けられました。特に気になったところは、教育について触れられている御意見がいくつかあったかと思っておりまして、対象をいわゆるモバイルOSを対象とした規制ではあるのですが、その影響範囲について、パブリックコメントでは御心配いただいていました。

これについては技術的には共通基盤といいますか、同じような技術バックグラウンドを使って実現している製品や業務用途のものというのはスマートフォン以外にも例えばタブレットであるとか産業用であったり教育用であったりという複数の分野のものが結構ありますので、この先進めるにあたって混同しないように丁寧な議論をというのはもちろんですけれども、多分に技術的背景からもモバイルOS以外の影響範囲、考慮できていない副作用というのは本当にないですよねという確認も含めて進めていけるとよいのかなと感じました。これまでも頻出しておりますOSであったりブラウザであったりというのは、やはりPCでもタブレットでも使っていますよねという議論自体はしてきているとは思いますので、その方向性で丁寧に進めていくのがよいのでは、というところになります。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

ここまでで事務局のほうからリプライはございますでしょうか。

○成田審議官

ありがとうございます。

山田議員のほうからいただきましたセキュリティーにも広い意味があってということの 御指摘があったかと思います。我々もそういう認識で、この場でも関係省庁、広く御参加 いただいておりますし、このパブリックコメントの資料も関係省庁とも協議させていただ きながらやっておりますけれども、まさに制度設計、それから、執行の面でもしっかりと 連携できるような形で議論をしていきたいなというように思っております。御指摘ありが とうございます。

それから、私訴については伊永議員、山田議員からも御指摘いただきました。こちらも 今後の制度設計の際に引き続き先生方からもお知恵をいただきながらというように思って おりますので、ぜひ御協力、お願い申し上げます。

それから、日高様からいただきましたほかのデバイスへの影響、そこのところもしっかり確認をしながらというところ、重要なところだと思っておりますので、しっかり対応していきたいなというように思っております。

私から以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、仲上様、お願いいたします。

○仲上オブザーバー

よろしくお願いいたします。音声、聞こえていますでしょうか。

○依田座長

聞こえております。

○仲上オブザーバー

ありがとうございます。

大変多くの御意見をいただけているということと、あとそれに対して整理を適切にいただいたこと、本当に感謝しております。これまで議論もあったかと思いますが、27ページ以降の代替アプリストア、代替流通経路につきまして少しお話しさせていただきますと、やはりモバイル・エコシステムのセキュリティー、プライバシーという観点については、類型化も含めてこれまで長く議論してきたところかと思います。

やはりアプリケーションの脆弱性の観点というところと不正アプリケーション排除の観点というのがあるのですけれども、先ほど山田議員からもあったとおり、かなりいろいるなテクニカルなところですとか、あとは誰が責任の主体になるべきかみたいなところがあまり理解が難しいというところもありますので、こういったモバイルのセキュリティー、プライバシーに関しては基本、モバイル利用者に対する脅威を排除していくというような考え方が大事なのですが、それに対する施策と利用者としての適切な理解を促していくというような両方面が大事なのかなと思っていて、やはり安全を確保していくためのテクニカルなところと制度としての部分というところに対して利用者が安心して使えるというような環境づくりも同時に進めていくべきかなと思っております。

特に代替流通経路、サードパーティーアプリストアに対して、いかに実効性のあるセキュリティー面において施策にしていくかというところについては、プラットフォーム側での実装方式ですとか、どのような方法でアプリが審査されるのかというような具体的なところに基づいて考えられるべきところも多いかと思いますので、先進する欧州はじめ諸外国の事例を基に実効性のある施策を継続的に検討できるようにしたいとJSSECとしても考えていきたいと思いますし、そのように考えていただけるとありがたいなと思います。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、増田様、お願いいたします。

○増田オブザーバー

増田でございます。

取りまとめ、ありがとうございました。代替流通経路を認める要件はやはり非常に消費者にとっては重要なことなので慎重に御検討いただきたいと思いますし、それぞれの特性について明確に表示してもらう必要があると思っております。

今回の件はBtoBだけの問題ではないのですけれども、一般の消費者にはまだまだこの問題が届いていません。これまで一定の安全性が確保されている環境で利用してきて満足してきたのが普通の消費者だというように思いますので、現状、まだ具体的なメリットが見えてないということからも、これ以上の利便性を求める消費者がどれだけいるのかという問題もあると思います。ただ、この機をスマートフォンの利用についてしっかり考えてもらう機会とすべきであると思っています。

選択の自由というのは消費者の利益ではありますけれども、適切な選択ができるような表示や仕組みというのは必要であるということを改めてお伝えしたいと思います。その際、どういうレベルの消費者を対象とする仕組みを構築するのかということを慎重に検討していただきたいと思います。未成年者等に対しては青少年保護対策あるいは学校教育の場でどの程度これが適切に利用され、目的が実現されるのかということ。それから、高齢者には教育の機会が少ないですので、販売時のレクチャーにも関わってくるのではないかと思っております。いずれにしても、国のほうからしっかりと広報していただき、この問題が一般の消費者についても非常に深い関係のある問題であるということが届くようにしていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○依田座長

ありがとうございます。

続きまして、小林様、お願いいたします。

○小林オブザーバー

小林です。

パブリックコメント全体を見渡して、セキュリティー、プライバシーに対してしっかり 書き込んでいるという評価で、おおむね肯定的に捉えていただけているのではないかなと いう印象を持っております。

一部、プライバシー保護の水準について法令及びガイドラインのレベルでは不十分ではないのかという指摘もあったというところについては、確かに厳格な措置を取る国と比べて我が国の法がそこまで及んでないとか、例えばAppleであれば、これまでは厳しい措置を取っていたところが、大分弱くなるのではないかという懸念を踏まえてコメントされたものだろうと思います。一方で、個情法にしても日本のプライバシー保護法制については、我が国の市場環境を踏まえてアップデートを順次行っているものであるとするならば、このアプリや、ストア間でのルールについての競争は依然として代替流通経路であったとしても残るので、先ほど生貝議員も申されていましたけれども、モニタリングなどを通じて実効的なプライバシー保護措置、セキュリティー保護措置というものが取られているかどうかというのを確認していくことでまずはよろしいのではないかなという印象を持ちました。

それから、青少年保護については日本の法令ではあまり手当てができてない、特に子供 の年齢確認であるとか、保護者の関与であるとかといった部分についてはまだまだ手当て ができてないところです。今後、世界的にもまだコンセンサスが明確にある部分ではない のですけれども、こういったところもアプリストア間での競争、モニタリングを通じて把 握していくところかなと思います。

○依田座長

ありがとうございました。

最後になりますが、森川議員、お願いいたします。

○森川議員

ありがとうございます。

まずはこの膨大なパブコメに対応された事務局の皆様方、本当にお疲れさまでした。物すごいマンパワーを要したのかなと思っています。将来的にはこういったものもAIでファーストドラフトは10秒ぐらいでできるようになるのかななんて思いながら拝見していました。

6章のところについて少しコメントさせてください。ハードウェア、ソフトウェアの相互接続性に関する箇所になります。今回の議論の中ではあまりこの辺りに関して深掘りはしませんでしたが、メッセージングサービスとかAirDropとかスマートウオッチ等に対する相互接続性は、やはり重要なポイントかなというように思っております。

実態として競争を排除することになっています。例えばメッセージングサービスで言うとiMessageと+メッセージの相互接続性に関しては、通信業界でも非常に大きな問題だと受け止められています。これらに関しては報告書の考え方を活用することで解決していくことができるかなと思っていますので、ぜひこの辺り、事実確認も含めて、あと規制が必要なのかどうかというところの検討も含めて、必要であれば詳細化に進めていくといった次のプロセスに進めていっていただければと思います。ありがとうございます。

以上です。

○依田座長

どうもありがとうございました。

ここまでで事務局のほうからリプライございませんか。

○成田審議官

御指摘ありがとうございます。

まず仲上様からいただきましたセキュリティー関係の御指摘、ありがとうございます。 まさに仕組み、制度のところと安心して利用できるというユーザーの方々の御理解の部分 と併せてやっていく必要があるということで、そこの重要性、そのとおりだというように 思っております。あと実際の実装としてどうなっていくのかというところも重要になって くるかと思いますので、その辺り、引き続き御指導賜りながらしっかり詰めていきたいな と思っております。

それから、増田様からいただきましたコメント、ありがとうございます。おっしゃるように一般のユーザーの方々にメリットを感じていただけるような形での説明をさらにちゃ

んとやっていく必要があると思いますし、今回の御指摘でも幾つかいただいておりますけれども、増田様が御指摘になりましたユーザーの方と言ってもいろいろな立場の方がいらっしゃいますので、青少年の方あるいは高齢者の方々、きめ細かく関係省庁とも連携しながらしっかり対応していかないといけないなというように思ってございます。

それから、小林様からいただきましたプライバシーの論点でございます。こちらのほう、 具体的にどう設計するか、引き続き議論させていただきながら考えていきたいなと思って おります。よろしくお願いします。

最後に、森川議員からいただきました点ですけれども、ここは御指摘のように結構この メッセージのところは複数の方からのコメントで触れられておりまして、まさにおっしゃ ったようにかなり大きなイシューになっているというように我々も認識しております。御 指摘あったように報告の考え方に照らし合わせたときにどうなのかというところを少しし っかり詰めていきたいなと思っております。

私からは以上でございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

本日は多種多様な御意見をいただきました。いただいた御意見、コメントにつきましては、また事務局のほうで持ち帰ってしっかりとこちらのほうで対応して次の段階に進んでいければと思います。

今回、559件という膨大なコメントをいただきましたのも、この問題に対する国民の大きな期待と関心の表れだと思っています。我々もこの問題につきましては過去2年間を費やして非常に丁寧にステークホルダーともコミュニケーションを重ね、かつ国民の皆様にも累次に及んでこうやって説明責任を果たしてきたところではありますが、今回、これだけのまたコメントをいただいて肯定的、一部批判的な意見もありました。そうしたことも踏まえてまた次の段階に進んでいければと思います。

いずれにせよ、これからまた次の段階に進んでいくわけですが、モバイル・エコシステムの競争評価は、この2年間で新しく現れてきた生成AIのモバイルへの実装化あるいはモバイルの中で作り込んでいった独自半導体の開発のような新しい問題とも近い将来、融合していくことも考えられますので、大きなモバイル・エコシステム政策の中の入り口に位置づけられるものであります。今回お寄せいただきました膨大な御意見につきましては、必要な法制度の検討においてしっかりと参考にさせていただければと考えております。

では、最後に、事務局のほうから御連絡等がございましたらお願いいたします。

○成田審議官

御議論ありがとうございました。それから、今回も大量な資料になってしまいまして恐縮でございます。

次回でございますけれども、ワーキンググループの予定について現時点でまだ確定して おりませんが、固まり次第、また御連絡いたしますのでよろしくお願い申し上げます。 私から以上でございます。ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございます。

以上をもちまして本日の第52回「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」を終了 いたします。どうもありがとうございました。